

東隈浄水場施設改良事業

落札者決定基準

平成24年9月

春日那珂川水道企業団

目 次

第1章 落札者決定基準の位置づけ	1
第2章 事業者の選定方法	1
第3章 落札者決定の手順	1
1. 落札者決定までの手順	1
2. 各審査の内容	2
3. 落札者の決定	4
別紙1 技術評価の視点	5

第1章 落札者決定基準の位置づけ

本落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）は、春日那珂川水道企業団（以下「当企業団」という。）が、DB方式（Design Build）で行う事業として、「東限浄水場施設改良事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を総合評価一般競争入札方式により募集及び選定するにあたり、落札者を決定する方法及び基準を示すものである。

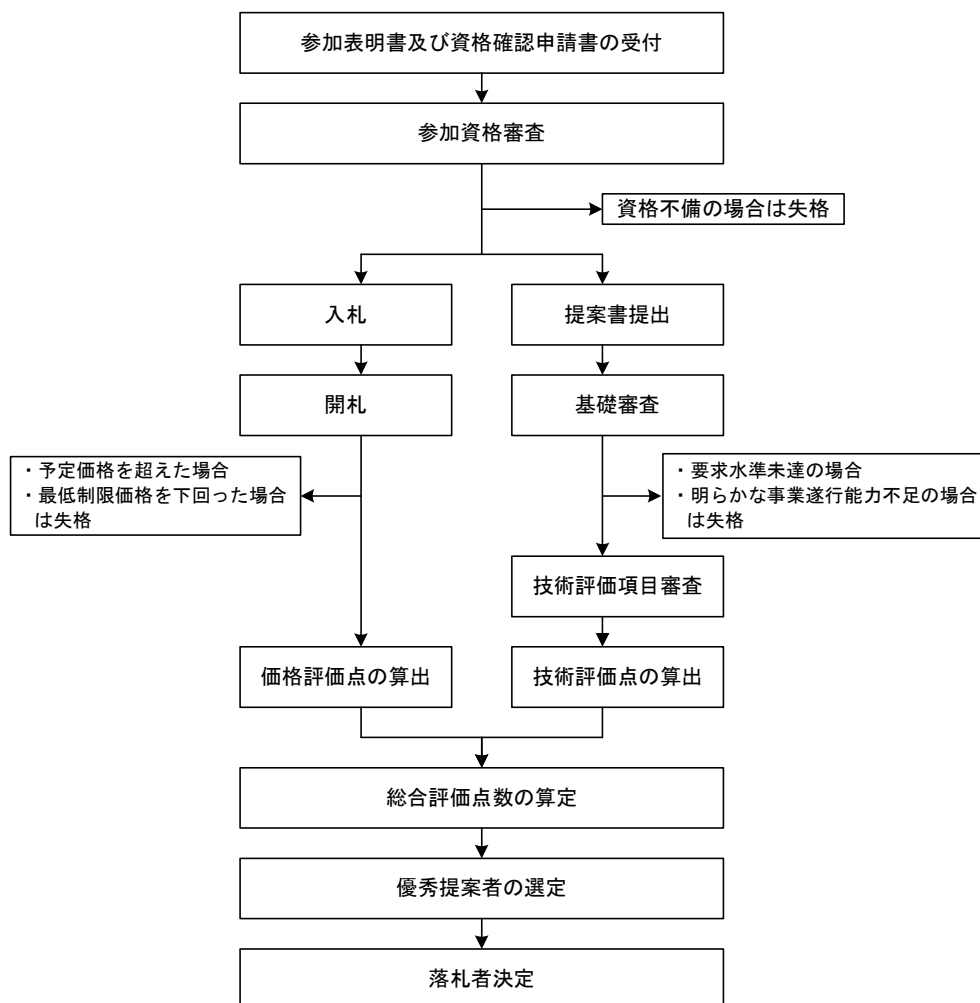
第2章 事業者の選定方法

優秀提案選定のための審査は、公平性及び透明性を確保するとともに、客観的な評価等を行うために設置している東限浄水場施設改良事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行い、これを踏まえ、当企業団で落札者を決定する。

第3章 落札者決定の手順

1. 落札者決定までの手順

落札者決定までの手順は、次のとおりである。



2. 各審査の内容

審査は、入札参加資格の確認、提案内容の審査の順に実施する。各審査の内容は、次のとおりである。

(1) 入札参加資格の確認

① 入札参加資格確認申請書等の確認

当企業団は、本事業の入札参加希望者（以下「入札参加者」という。）に求めた入札参加資格確認申請書等が全て揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りではない。

② 入札参加資格要件の確認

当企業団は、入札参加者が入札説明書に記載した入札参加資格要件を満たしていることを確認する。入札参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

確認内容は、以下のとおりとする。

確認事項	確認内容
入札参加者の構成等	入札説明書「第3章1. 入札参加者の構成等」の各項目
入札参加者の資格要件	入札説明書「第3章2. 入札参加者の資格要件」の各項目

(2) 提案内容の審査

① 入札時の提出書類の確認

当企業団は、入札参加者から提出された入札時の提出書類が全て揃っていることを確認する。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りではないが、追加提出を求めるとともに技術評価に反映することもある。

② 入札価格の確認

当企業団は、入札参加者が提出した入札書に記載された入札金額が、予定価格（入札書比較価格）以下で最低制限価格以上であることを確認する。予定価格（入札書比較価格）を超える場合及び最低制限価格を下回る場合は失格とする。

③ 基礎審査

当企業団は、入札金額が予定価格（入札書比較価格）の範囲内である入札参加者を対象として、以下の審査を行う。

(ア) 業務要求水準達成の確認

提案内容が「入札説明書添付資料（1）要求水準書」に定めた要求水準を満たしているか否かを確認する。要求水準を満たしていない場合は失格とする。

④ 価格評価点の得点化方法

価格評価点は、次の方法により得点化する。

$$\text{価格評価点} = (\text{最も低い入札金額} \div \text{入札参加者の入札金額}) \times 100$$

なお、価格評価点は、小数点第3位以下を四捨五入し、小数点第2位までを求め

⑤ 技術評価審査

この技術の評価においては、入札参加者が提出した提案内容を別紙1の視点から審査項目及び配点に基づき、得点化（以下「技術評価点」という。）する。

審査項目及び配点は、次のとおりとする。

審査項目	配点	
1. 東限浄水場施設改良に関する事項	$A = \sum A_1 \sim 6$	54.0点
1-1 浄水施設設計における提案	A_1	16.0点
1-2 排水処理施設設計における提案	A_2	10.0点
1-3 電気設備設計における提案	A_3	10.0点
1-4 環境への配慮に関する提案	A_4	4.0点
1-5 設計共通事項	A_5	10.0点
1-6 工事における提案	A_6	4.0点
2. 東限浄水場の維持管理に関する事項	$B = \sum B_1 \sim 7$	30.0点
2-1 運転管理に関する提案	B_1	4.0点
2-2 保守点検に関する提案	B_2	3.0点
2-3 水質管理に関する提案	B_3	3.0点
2-4 修繕、膜交換業務に関する提案	B_4	3.0点
2-5 維持管理費に関する提案	B_5	9.0点
2-6 施設引き渡し時の訓練・教育業務	B_6	3.0点
2-7 施設及び設備の性能保証	B_7	5.0点
3. 東限浄水場施設撤去に関する事項	$C = \sum C_1 \sim 5$	5.0点
3-1 撤去範囲	C_1	1.0点
3-2 撤去に関する調査	C_2	1.0点
3-3 撤去方法	C_3	1.0点
3-4 撤去物の有効利用	C_4	1.0点
3-5 廃棄物の処分方法	C_5	1.0点
4. 全体に関する事項	$D = \sum D_1 \sim 5$	11.0点
4-1 コスト縮減方策	D_1	3.0点
4-2 地域貢献度	D_2	2.0点
4-3 事業全体のバランス	D_3	2.0点
4-4 先進性	D_4	2.0点
4-5 独自性	D_5	2.0点
計	$A + B + C + D$	100.0点

⑥ 技術評価点の得点化方法

技術評価点は、評価項目ごとに以下のとおり4段階の評価を行い、得点化する。

なお、技術評価点は、小数点第2位までを求める。

判断基準	評価	得点化方法
特に優れている	A	配点×1.00
優れている	B	配点×0.70
やや優れている	C	配点×0.30
特に優れている点が認められない	D	配点×0.00

(3) 総合評価点の算定及び優秀提案の選定

① 総合評価点の算定

各入札参加者について、価格評価点及び技術評価点を合計し、総合評価点を算出する。

技術評価点と価格評価点のウェイトは、7：3とする。

技術評価点×0.7と価格評価点×0.3の合計値が総合評価点となる。

② 優秀提案の選定

各入札参加者の総合評価点が最も高い提案を優秀提案とし、優秀提案に選定する。

3. 落札者の決定

当企業団は、審査委員会の選定結果を踏まえ、落札者を決定する。

別紙1 技術評価の視点

審査項目	主な審査の視点	参照様式	
1. 東限浄水場施設改良事業に関する事項			
1-1 浄水施設設計における提案	処理方式	東限浄水場原水水質に対する浄水処理の確実性について提案の内容の具体性及び妥当性を評価する。	Ⅲ-1、8、9
	膜ろ過流束	膜ろ過流束設定根拠の具体性、設定値の妥当性を評価する。	Ⅲ-1、8
	膜ろ過装置（安定性）	膜ろ過施設の通常時の維持管理における必要な浄水能力の確保対策等について、提案の内容の具体性及び妥当性を評価する。	Ⅲ-1、8、9
	膜ろ過装置（安全性）	膜損傷時等の安全対策、対処方法の内容の具体性及び妥当性について評価する。	Ⅲ-1、8、9
	薬品注入設備の安全性	設備の設置位置、能力、薬品を確実に注入する方法について、提案の内容の具体性及び妥当性を評価する。	Ⅲ-8、9
	耐震補強	2号薬品沈澱池、4・5号浄水池、送水ポンプ室の耐震補強に関する調査内容及び補強方法の具体性及び妥当性を評価する。	Ⅲ-2、3、5
1-2 排水処理施設設計における提案	排水処理方式	排水処理方式の確実性、返送水の安全性確保（クリプトスポリジウム対策）等について、提案の内容の具体性及び妥当性を評価する。	Ⅲ-1、8、9
	2号薬品沈澱池排泥設備	整備する排泥設備、改良工事期間中の本沈澱汚泥処理の具体性及び妥当性を評価する。	Ⅲ-8、9
	脱水機	新設脱水機及び脱水機棟整備内容の妥当性、既設及び新設の運用の容易性、受泥槽容量の妥当性を評価する。	Ⅲ-5、8、9
	膜モジュールの薬品洗浄廃液	薬品洗浄廃液の処分方法について、提案の内容の具体性及び妥当性を評価する。	Ⅲ-13
1-3 電気設備設計における提案	電気設備	受電及び配電の考え方、自家発電設備の能力を含む電気設備に関する提案の内容の具体性及び妥当性を評価する。	Ⅲ-10、11①
	計装設備	水質（毒物検知含む）、流量、水位等の計測の考え方、性能、操作性、設置機器の具体性及び妥当性を評価する。	Ⅲ-10、11②
	監視制御設備	対象施設を適切に運営できる中央監視の役割の明確化、中央での操作内容等について、提案の内容の具体性及び妥当性を評価する。	Ⅲ-10、11③
	太陽光発電設備	計画最大出力、太陽電池モジュールの材質・寿命・保証期間、配置の具体性及び妥当性を評価する。	Ⅲ-10、11④
	避雷対策	対策の範囲、方法の具体性及び妥当性を評価する。	Ⅲ-10
1-4 環境への配慮に関する提案	環境対策	整備施設、設備に対して、環境面を配慮した事項の具体性及び妥当性を評価する。	Ⅲ-3、5、7、8、10、14、15
1-5 設計共通事項	構造物の構造及び仕様	土木・建築構造物構造物について、提案の内容の建設の具体性及び妥当性を評価する。	Ⅲ-2、3、4、5、6、7
	事前調査	事前調査の具体性及び妥当性を評価する。	Ⅲ-2
	配置計画	施設の設定水位、水の流れ、構造物の平面・断面配置、構造物外観及び動線について、提案の内容とその具体性及び妥当性を評価する。	Ⅲ-3、4、5、6、7、12
	浸水対策	浸水対策の具体性及び妥当性を評価する。	Ⅲ-3、5
	覆蓋	設置する覆蓋の具体性及び妥当性を評価する。	Ⅲ-3
	見学者対応	見学者対応に用いる設備（ハード）及び展示内容（ソフト）について、提案の内容の具体性及び妥当性を評価する。	Ⅲ-12
1-6 工事における提案	施工手順	施工手順の具体性及び妥当性を評価する。	Ⅲ-14
2. 東限浄水場の維持管理に関する事項			
2-1 運転管理に関する提案	浄水・排水処理施設の運転管理	原水水質の変動を考慮した浄水処理及び排水処理の各工程の運転について、提案の内容の具体性及び妥当性を評価する。	Ⅲ-16
2-2 保守点検に関する提案	土木・建築施設、設備の点検管理	日常及び定期点検、保守点検について提案の内容の具体性及び妥当性を評価する。	Ⅲ-17、18
2-3 水質管理に関する提案	水質管理計画	水質管理計画について、浄水水質の安全性、安定性確保の観点から、提案の内容の具体性及び妥当性を評価する。	Ⅲ-19
2-4 修繕、膜交換業務に関する提案	膜交換計画	膜交換業務について、膜交換頻度、交換後の膜のリサイクルに関する見直し等に関する提案の内容の具体性及び妥当性を評価する。	Ⅲ-20
2-5 維持管理費に関する提案	維持管理費	薬品費、電力費、膜の薬品洗浄費、膜交換費用について内容の具体性及び妥当性を評価する。	Ⅳ-4①～⑤
2-6 施設引き渡し時の訓練・教育業務	教育・訓練	施設引き渡し前に行う教育・訓練に関する提案の内容の具体性及び妥当性を評価する。	Ⅲ-22
2-7 施設及び設備の性能保証	施設・設備性能保証	施設・設備性能保証の内容について、保証期間等を評価する。	Ⅲ-21
3. 東限浄水場施設撤去に関する事項			
3-1 撤去範囲	—	撤去範囲の妥当性を評価する。	Ⅲ-23
3-2 撤去に関する調査	—	撤去に関する調査の妥当性を評価する。	Ⅲ-23
3-3 撤去方法	—	撤去方法の妥当性を評価する。	Ⅲ-23
3-4 撤去物の有効利用	—	撤去物有効利用の有無及び量の大小を評価する。	Ⅲ-23
3-5 廃棄物の処分方法	—	廃棄物処分方法の妥当性を評価する。	Ⅲ-23
4. 全体に関する事項			
4-1 コスト縮減方策	—	施設改良整備工事と維持管理について、コスト縮減内容と提案の具体性について評価する。	Ⅲ-24
4-2 地域貢献度	—	工事における地域経済及び地域活動（春日市、那珂川町）への貢献に関する具体性及び積極性を評価する。	Ⅳ-5
4-3 事業全体のバランス	—	提案内容の全体的なバランス、他の評価項目では評価の対象とならなかった提案について、提案の内容とその具体性を評価する。	Ⅲ、Ⅳ
4-4 先進性	—	先進性があり、かつ、他の評価項目で評価の対象とならなかった提案を評価する。	Ⅲ、Ⅳ
4-5 独自性	—	独自性があり、かつ、他の評価項目で評価の対象とならなかった提案を評価する。	Ⅲ、Ⅳ